防災計画

施設の安全化

災害発生時に自らの安全性を確保できない通所者のため、いざという時に備えて 安全な施設環境 を整備する。

- 1. 施設の耐震化(建物の耐震確認)
- 2. 施設の立地環境と風水害の予測予防
- 3. 避難経路の確保
- 4. 屋内・屋外の安全対策
 - (1) 窓ガラスは飛散防止フィルム等で補強する。
 - (2) 備品(ロッカー、棚、大型電気製品)等の転倒防止対策をする。
 - (3) 天井からの落下物(照明器具や壁掛け時計など)は、取付状態を確認する。

通所者の安否確認及び保護者等との連絡体制

- (1) 災害発生時には通所者全員の施設内外の居場所を確認し、安否確認をする。
- (2) 子供たちの安全を確保し、保護者に引き渡すまで保護する。
- (3) 安全確保のため公的機関(広域避難場所)に避難する(小・中・高等学校及び 公共施設・公園等) →避難場所:羽根木公園、避難所:梅丘中学校
- (4) 原則として車両の移動はしない。
- (5) 避難場所への移動、引き取り場所の設定及び連絡は施設管理者の判断で行う。
- (6) 子どもの引き渡しは、原則として保護者とする。
- (7) 災害発生時通話がつながりにくい状態になった場合は災害用伝言ダイヤル 171や災害用伝言板を使う。

防災教育及び訓練

- (1) 避難誘導にあたっては、通所者の障がいの特性に応じた適切な対応を訓練する。
- (2) 地域住民に対し、普段から障がい者の理解に努め、万が一の際に相互協力ができる関係を構築する。

震災・風水害の応急対策

1. 通所者及び職員の安全確保

強い揺れが起きた時は、机の下など頭部を中心として体を守る。 机などが ない場合は、上着や鞄などで頭を覆う。

職員は、自らの安全確保をすると同時に、通所者に対する声かけなどにより安全を図り、揺れが収まってきたら通所者及び職員の安否を確認する。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当てをする。

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し、必要に応じて緊急避難場所に避難する。

集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員は、自らの安全確保をすると 同時に、通所者に対する声かけなどにより安全を 図り、風雨が収まってきたら通所者及び職員の安 否を確認する。

2. 通所者の避難経路の確保

建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など施設の被害状況を確認し、通 所者の避難経路を確保する。

ドアや窓を開けて、避難口を確保する。

建物の倒壊の恐れがある場合は、すみやかに避難する。

通所者の障がいの 特性に応じて、避難時に介助が必要な方やパニック等の二次災害が想定される方の対応もあらかじめ定めておく。

外では電柱、ブロック塀、自動販売機など倒れる恐れがあるもののそばには近づかない。高圧電線 にも注意する。

施設内外で火災が発生した場合は、通所者及び職員の避難を優先するとともに初期消火活動を行い延焼を防止する。(火災の煙に備えて透明のビニー ル袋を備えておく)通電の際、火花がガスに引火する場合があるのでブレーカーを落とす。

3. 関係機関との連絡

通所者、職員や建物等に被害があった場合は、すみやかに所管の福祉事務 所に報告する。また、医療機関、消防、区市町村など、必要に応じて関係 機関と連絡する。

4. 保護者への連絡

必要に応じて、通所者の安否を保護者に連絡する。 また、通所施設内で火災が発生した場合は、保護者に連絡の上、すみやか にお迎えにきてもらう。

5. 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所を確認する。

雪、台風時の対応

1. 学校が休校になる場合

学校の連絡網が流れた時点で、施設管理者に報告し、職員が協議して決め、保護者に連絡する。 可能な限り開所するが、原則として各家庭で対応とする。

2. 学校が早帰りになる場合

学校から連絡が来た時点で施設管理者に連絡する。 下校時刻からお迎えまでは対応するが、早めにお迎えにきてもらう。 原則として各家庭で対応。

3. 活動中の場合

降雪が激しく積雪が予想される場合、職員間で協議し施設管理者が判断し活動 の継続、終了を決定する。

終了決定の場合は保護者へ連絡しお迎えにきてもらう。 原則として送迎はしない。

4. 一日開所の場合

施設管理者、職員が協議して朝9:30までに保護者に連絡する。